（業務の休廃止）

第二十五条の三の十　指定保存交付機関は、保存交付業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする保存交付業務の範囲

二　保存交付業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三　保存交付業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

四　保存交付業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

（指定の取消し等）

第二十五条の三の十一　厚生労働大臣は、指定保存交付機関が第二十五条の三の三第二項第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　厚生労働大臣は、指定保存交付機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて保存交付業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十五条の三の五から第二十五条の三の八まで及び前条又は次条の規定に違反したとき。

二　第二十五条の三の九の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

三　第二十五条の三の十四第一項の指定の条件に違反したとき。

四　不正の手段により指定を受けたとき。

（技能講習帳簿）

第二十五条の三の十二　指定保存交付機関は、次の事項を記載した技能講習帳簿を備え、保存交付業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

一　当該技能講習帳簿を指定保存交付機関に引き渡した者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二　当該技能講習帳簿が引き渡された年月日

三　当該技能講習帳簿を保存する場所

四　各月における引き渡された当該技能講習帳簿の件数

五　各月における引き渡された当該技能講習帳簿に記載された修了者の数

六　各月における交付した技能講習修了証の件数

（報告の徴収）

第二十五条の三の十三　厚生労働大臣は、保存交付業務の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定保存交付機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

（指定の条件）

第二十五条の三の十四　指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（厚生労働大臣による保存交付業務の実施）

第二十五条の三の十五　厚生労働大臣は、指定を受ける者がいない場合、指定保存交付機関が第二十五条の三の十の規定による保存交付業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつた場合、第二十五条の三の十一の規定により指定を取り消し、若しくは指定保存交付機関に対し保存交付業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定保存交付機関が天災その他の事由により保存交付業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合その他必要があると認める場合は、当該保存交付業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　指定保存交付機関は、前項の規定により厚生労働大臣が保存交付業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次の事項を行わなければならない。

一　厚生労働大臣に当該保存交付業務並びに当該保存交付業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二　その他厚生労働大臣が必要と認める事項

（公示）

第二十五条の三の十六　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

指定をしたとき。	一　指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地 二　指定した年月日
第二十五条の三の十の規定による届出があつたとき。	一　保存交付業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地 二　休止し、又は廃止する年月日 三　休止し、又は廃止する保存交付業務の範囲 四　保存交付業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
第二十五条の三の十一第一項の規定による取消しをしたとき。	一　指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地 二　指定を取り消した年月日
第二十五条の三の十一第二項の規定により指定を取り消し、又は保存交付業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地 二　指定を取り消し、又は保存交付業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　保存交付業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた保存交付業務の範囲及びその期間
前条第一項の規定により厚生労働大臣が保存交付業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　保存交付業務の全部又は一部を行うものとした年月日 二　行うものとする保存交付業務の範囲及びその期間
前条第一項の規定により厚生労働大臣が自ら行つていた保存交付業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一　保存交付業務の全部又は一部を行わないものとした年月日 二　行わないものとした保存交付業務の範囲

第五十五条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第六十二条、第六十三条、第七十五条、第八十九条及び第百二条中「とる」を「採る」に改める。

様式第一号中「第１条の２」の次に「、第１条の２の２の16」を加え、同様式備考１中「表題には」の次に「、登録衛生工学衛生管理者講習」を加え、同様式備考２中「厚生労働大臣に」の次に「、登録衛生工学衛生管理者講習機関」を加える。

様式第一号の二中「第１条の２の５」を「第１条の２の２の４、第１条の２の５」に改め、同様式備考中「厚生労働大臣に」の次に「、登録衛生工学衛生管理者講習機関」を加える。

様式第一号の三中「第１条の２の５」を「第１条の２の２の４、第１条の２の５」に改め、同様式備考１中「厚生労働大臣に」の次に「、登録衛生工学衛生管理者講習機関」を加える。

様式第一号の四中「第１条の２の５」を「第１条の２の２の４、第１条の２の５」に改め、同様式備考１中「表題には」の次に「、衛生工学衛生管理者講習」を加え、同様式備考２中「厚生労働大臣に」の次に「、登録衛生工学衛生管理者講習機関」を加える。

様式第一号の五中「第１条の２の６」を「第１条の２の２の５、第１条の２の６」に改め、同様式備考１中「表題には」の次に「、衛生工学衛生管理者講習」を加え、同様式備考２中「厚生労働大臣に」の次に「、登録衛生工学衛生管理者講習機関」を加える。